
論 説

川本裁判の展開と影響

——刑事司法における正義とは何か——

東 郷 佳 朗

目 次

はじめに

1 川本裁判の展開

- (1) 事件の概要および背景
- (2) 被告人および弁護人の主張
- (3) 第一審判決（東京地裁昭和 50 年 1 月 13 日判決）
- (4) 控訴審判決（東京高裁昭和 52 年 6 月 14 日判決）
- (5) 上告審決定（最高裁第一小法廷昭和 55 年 12 月 17 日決定）

2 川本裁判の法社会学的考察——田中成明教授の所論を手がかりにして

- (1) 法律論と常識論——あるいは法における正義と社会における正義の二元性
- (2) 法と正義——あるいは法における正義の多様性
- (3) 川本裁判にみられる正義観の諸相——あるいは正義の尺度の差異

3 川本裁判の影響

- (1) チッソの刑事責任の追及
- (2) 国および熊本県の損害賠償責任の追及
- (3) 裁判を通じた公害法原理の生成

むすび

はじめに

2020（令和 2）年 3 月 13 日、胎児・小児期にメチル水銀の影響を受けて水俣病になったとして、未認定患者でつくる「水俣病被害者互助会」の佐

藤英樹ら8名が国、熊本県および原因企業のチッソ株式会社（以下「チッソ」という）を相手取り損害賠償を求めた訴訟（いわゆる第二世代訴訟）の控訴審判決¹⁾が、福岡高裁で言い渡された。同高裁（西井和徒裁判長）は、第一審判決の原告勝訴部分を取り消し²⁾、8名全員の請求を棄却した³⁾。

原告らは、水俣病が公式に確認された1956（昭和31）年前後に不知火海沿岸で生まれた60歳～67歳の男女で、水俣病の典型的な症状である手足の感覚障害などを訴えて認定申請を行ったが水俣病患者と認められなかったため、2007（平成19）年10月7日、熊本地裁に提訴した。2014（平成26）年3月31日に下された第一審判決⁴⁾は、原告のうち3名を独自に水俣病と認定し、規制権限を行使しなかったことに対する国・県の責任も認めしたが、上述のとおり控訴審はこれを覆した。原告らは、2020（令和2）年3月24日、本判決を不服として最高裁に上告した。

2009（平成21）年に制定された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（水俣病被害者救済特別措置法）が、「水俣病問題の最終解決」（前文・1条）を掲げ、「救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されること」（3条）を謳っているにもかかわらず、現実には、いまだ救済されていない人びとが少なからずいること、そして、その中には今も救済を求めて闘い続けている人びとがいることを、上記の訴訟は物語っている。足尾銅山鉍毒事件と並んで日本の公害の原点といわれる水俣病事件だが、公式確認（1956年5月1日）から60年余りの年月が過ぎ去ってもなお、文字どおり、水俣病は終わっていないといわなければならない⁵⁾。

-
- 1) 福岡高裁令和2年3月13日判決（判例集未登載）。
 - 2) 「水俣病に見られる〔引用者注：手足の感覚障害などの〕各症候がそれぞれ単独では一般に非特異的であると考えられることから、当該症候が他疾患によるものである可能性がある場合には、当該症候がメチル水銀曝露により起こる神経系疾患によるものである可能性が減殺される」として、第一審判決が水俣病と認めた3人について、「いずれも水俣病に患しているとは認めるに足りない」と判断した。
 - 3) 「高裁、原告8人の水俣病否定」朝日新聞2020年3月14日付朝刊。
 - 4) 熊本地裁平成26年3月31日判決（判例時報2233号10頁）。

水俣病はなぜ終わらないのか、あるいは、終わらせることができないのか——この問いの答えを探るための手がかりとして、本稿では、水俣病被害者の救済を求めていつ果てるとも知れぬ闘いに生涯を捧げた一人の人物に焦点を当ててみたい。その人物とは、川本輝夫である。

川本は、1931（昭和6）年8月1日、熊本県葦北郡水俣町（現・水俣市）月浦に生まれた。1965（昭和40）年4月、父・嘉藤太を水俣病で亡くし⁶⁾、自らもその症状に苛まれながら、建設作業員、チッソの臨時工、精神病院の看護人などをして生計を立てていた。1968（昭和43）年9月、政府が水俣病を公害病と認定した⁷⁾ことから、川本は同月と1969（昭和44）年9月⁸⁾の2度にわたり水俣病の認定申請⁹⁾をするが、いずれも棄却されたため、1970（昭和45）年8月、行政不服審査法に基づく不服申立て（審査請求）を行う。その結果、1971（昭和46）年8月7日、大石武一環境庁長官が当該棄却処分を取り消す裁決を下し¹⁰⁾、これを受けて、10月6日、川本はようやく水俣病患者として認定された。

-
- 5) 2016（平成28）年2月～4月、水俣病の公式確認から60年となるのを前に、朝日新聞社と熊本学園大学水俣学研究センターが水俣病の被害者・患者らを対象に共同で実施したアンケート調査（2610人回答）の結果によれば、水俣病問題の現状について「解決していない」と回答した人が65.8%を占め、「解決した」と答えた人は3.1%にとどまる。未解決の理由（複数回答）については、「まだ救済されていない被害者がいる」79.6%、「患者認定を求める人や、損害賠償を求めて裁判を起こしている人がいる」62.7%、「（原因企業の）チッソや国、熊本県がきちんと責任を認めていると思えない」44.9%などだった（「水俣病『未解決』6割超 患者・被害者ら2610人アンケート 公式確認60年」朝日新聞2016年4月30日付朝刊）。実際、この時点で、水俣病の認定申請を行っている人は2100人余りに、また、国、熊本県、チッソを相手取って損害賠償請求訴訟を起こしている人は約1300人にのぼった。なお、公害健康被害補償法に基づく水俣病（新潟水俣病を含む）の認定患者は、2020（令和2）年2月末時点で2998人（熊本県1790人、鹿児島県493人、新潟県715人）に過ぎない。
- 6) 川本は、父が亡くなった時のことについて、チッソ東京本社での補償交渉の際、島田賢一社長に対して次のように思いをぶつけている。「うちん親父は69歳で死んだ、69で。親父が死んだとき、俺は声をあげて泣いたよ、一人で。精神病院の保護室で死んだぞ、保護室で、うちん親父は。牢屋のごたる部屋で、誰もおらんとこで。しみじみ泣いたよ、俺は。保護室のある格子戸の中で、親父と二人で泣いたぞ。そげな苦しみがわかるか」（川本輝夫著／久保田好生・阿部浩・平田三佐子・高倉史朗編『水俣病誌』[世織書房、2006年]10頁）。

この時、新たに認定された川本ら 18 名（いわゆる自主交渉派）は、チッソに直接交渉を申し入れ、同月 11 日から 11 月 1 日までの間、3 回にわたり水俣工場で久我正一常務らチッソ幹部との「自主交渉」に臨み、患者 1 人につき一律 3000 万円の補償を要求した。これに対しチッソ側が要求を拒否したため、川本らは工場正門前に座り込んで抗議するが、交渉は何ら進展せず、切り崩しにあって脱落する患者も出てきた。そこで、このまま水俣にいても埒が明かないので、東京に行って最高責任者である社長と相対で交渉しようということになり、12 月 6 日、川本輝夫、佐藤武春、金子直義ら 6 名が上京する。同月 7 日、川本らはチッソ東京本社で島田賢一社長と面会し、補償要求に対する誠意ある回答を迫った。こうして、1973（昭和 48）年 7 月まで 1 年 7 か月に及ぶ、水俣病自主交渉闘争の火蓋が切

-
- 7) 1968（昭和 43）年 9 月 26 日、水俣病の公式確認から 12 年余りを経てようやく、厚生省は、「水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起った中毒性中枢神経系疾患である」ことを認め、「その原因物質は、メチル水銀化合物であり、新日本素薬〔引用者注：1965 年、チッソに改称〕水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場排水に含まれて排出され、水俣湾内の魚介類を汚染し、その体内で濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地域住民が摂取することによって生じたものと認められる」とした。ただし、「水俣病患者の発生は昭和 35 年を最後として、終息している」というのは明らかな誤りであり、「昭和 32 年秋に水俣湾産の魚介類の摂取が禁止された」事実もない。
 - 8) 当時、川本は、潜在患者（いわゆる未認定患者）を掘り起こして認定申請を働きかけるために、水俣湾周辺の集落を自転車で駆けまわっていた。しかし、「1 軒の家庭から 2 人も 3 人も患者を出すのは見苦しい」「補償金欲しさの認定申請だと言われた」「子供に水俣病の病名がついたら、子供が学校で差別を受け、馬鹿にされる」などの理由から、なかなか応じてもらえなかったという。
 - 9) 従前、水俣病患者の認定は、熊本県が条例に基づき設置した水俣病患者審査会が行っていたが、1969（昭和 44）年 12 月より、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（公害健康被害救済法）の施行に伴い、同法に基づき設置された熊本・鹿児島両県の公害被害者認定審査会が担うようになる。さらに、1974（昭和 49）年 9 月以降は、同法に代えて施行された公害健康被害補償法（現行の「公害健康被害の補償等に関する法律」）に基づき、両県の公害健康被害認定審査会が行っている。
 - 10) 熊本県公害被害者認定審査会の審査およびこれに基づいて熊本県知事が行った当該棄却処分は、「公害被害の因果関係の立証や故意過失の有無の判定等の点で困難な問題が多いという公害問題の特殊性にかんがみ、当面の応急措置として緊急に救済を要する健康被害に対し、民事責任とは切り離れた行政上の措置として特別の救済措置を講ずること」を目的とする公害健康被害救済法の趣旨に反する、と判断した。

って落とされた¹¹⁾。

ところが、自主交渉派のリーダーである川本は、チッソ東京本社での交渉要求のさなか、同社従業員らに対する傷害の容疑で起訴（公訴提起）され、図らずも被告人の立場に立たされる。水俣病の被害者であるはずの川本が、あろうことか、加害企業のチッソの関係者が刑事訴追されるよりも先に刑事事件の「加害者」として裁かれることになる。これに対し川本は、「法の平等と正義」の確立を訴え、無罪にとどまらず公訴棄却（起訴の無効）を求めて、チッソばかりか検察——すなわち国家権力——をも向こうに回し徒手空拳で闘いに挑んでいった。これがいわゆる「川本裁判」であり、その過程で、刑事司法における正義とは何か、という根源的な問いがあらためて追究されることとなった。

本稿では、まず、川本裁判の展開を概観し、これに法社会学的ないしは法哲学的な観点から分析を試みる。ついで、川本裁判がその後に及ぼした影響について考察し、その意義を再考することとしたい。

1 川本裁判の展開

(1) 事件の概要および背景

東京地検は、1972（昭和 47）年 12 月 27 日、水俣病の損害賠償請求の交渉過程でチッソの従業員ら 4 人に暴行を加え傷害を負わせたとして、川本輝夫を傷害罪で起訴した¹²⁾。社長に面会を求めて同社に立ち入ろうとし

11) 自主交渉闘争に至るまでの川本の半生については、「供述書」川本裁判資料集編集委員会編『水俣病自主交渉川本裁判資料集』（川本裁判資料集編集委員会、1981年、以下「川本裁判資料集」という）38頁以下を参照。本供述書は、「自主交渉闘争にいたる半生【川本裁判供述書】」として、川本、前掲書（注6）21頁以下にも収録されている。また、支援者として川本らに付き添って上京した作家の石牟礼道子は、その間の見聞を『苦海浄土』の第3部に記している（同「第3部 天の魚」『石牟礼道子全集 不知火 第3巻』[藤原書店、2004年]7頁以下）。川本らの闘いを軸に水俣病闘争の全体像を描き出したものとして、後藤孝典『沈黙と爆発——ドキュメント「水俣病事件」 1873～1995』（集英社、1995年）105頁以下、および、池見哲司『水俣病闘争の軌跡——黒旗の下に』（緑風書房、1996年）9頁以下を参照。

12) 「水俣病闘争 川本代表を起訴」朝日新聞 1972年 12月 28日付朝刊。

た川本と、これを阻止しようとした従業員らとの間でもみ合いになったという。当時、チッソは東京本社入口の扉に頑丈な鉄格子を設置し、川本をはじめ交渉を要求する患者らの立ち入りを遮断していた。

起訴状¹³⁾によれば、川本は、1972（昭和47）年7月19日、東京都千代田区丸の内2丁目のチッソ東京本社ビル内において、チッソ石油化学株式会社（チッソの子会社）従業員Aに対し、右腕にかみつき腹部を殴打するなどの暴行を加え、加療約2週間を要する傷害を負わせた。また、同月20日、同社従業員Bに対し、左足太ももにかみつき顔面を殴打するなどの暴行を加え、約1週間の傷害を、翌21日には、同社従業員Cに対し、左腕にかみつく暴行を加え、約2週間の傷害を負わせた。さらに、同日と10月25日の2回、チッソ人事部長・河島庸也に対し、頭部や顔面を殴打する暴行を加え、10日から2週間の傷害を負わせた——とされる。

ところが、実際には、チッソの従業員らだけがこの間の小競り合いで負傷したわけではなく、川本も左足小指の第一関節を骨折させられ、安静加療約1か月の診断を受けている¹⁴⁾。ただし、警察に告訴状を提出したのはチッソ側だけで、川本は被害届すら出していない。また、これ以前にも川本は、人事部長の河島から「首に手をかけ、引き倒し、胴じめをし、放さな」いなどの暴行を受けていた¹⁵⁾。

本件において川本の弁護人を務めた後藤孝典弁護士によれば、当時、熊本水俣病第一次訴訟の判決期日を間近に控え、判決に先んじて調停案を示しておきたい——予想される認容額よりも低額で決着を図りたい——公害等調整委員会およびチッソ側と、これを阻止したい患者側（自主交渉派および訴訟派）との間でぎりぎりの駆け引きが続いており、その最中に自主交渉派のリーダーである川本の起訴が強行されたという¹⁶⁾。このような状況下で、本件起訴が検察官の意図にかかわりなく患者側に不利に作用し

13) 「起訴状」『川本裁判資料集』3頁。

14) 川本輝夫「自主交渉日記——1971～73年」前掲書（注6）446頁以下。前掲供述書（注11）72頁にも同様の記述がある。

15) 前掲供述書（注11）71頁。

たであろうことは、想像に難くない。

本件は最高裁まで争われ、1975（昭和 50）年 1 月 13 日に第一審判決、1977（昭和 52）年 6 月 14 日に控訴審判決、そして、1980（昭和 55）年 12 月 17 日に上告審決定が下されている。以下、被告人（川本輝夫）および弁護人の主張を紹介したうえで、それぞれの判決・決定の要旨を述べる。

(2) 被告人および弁護人の主張

弁護人は、①犯罪の客観的嫌疑のない起訴であること¹⁷⁾、②起訴猶予の裁量を逸脱した起訴であること¹⁸⁾、③起訴後の事情の変更により公訴の維持が許されない場合であること¹⁹⁾を理由に、本件公訴は公訴権の濫用²⁰⁾にあたる主張して、公訴棄却の判決を求めた。第一審の最終弁論要旨では次のように述べ²¹⁾、公訴棄却の判決こそ刑事司法における正義にほかなら

-
- 16) 後藤孝典・川崎英明・岡崎敬「川本刑事事件・公訴権濫用論を展開——犯罪に加担した政府は公訴提起できるか／後藤孝典氏に聞く（思い出のあの事件・あの弁護第 3 回）」『季刊 刑事弁護』3 号（1995 年）167 頁以下。なお、1973（昭和 48）年 1 月、川本らの調査により、調停申請書と代理人選任届（調停案の受諾について患者が代理人に全権を委ねる旨の委任状）が偽造されていたことが発覚、その結果、調停は頓挫し、公害等調整委員会は判決前の調停案の提示を断念せざるをえなくなる。
 - 17) 本件公訴事実は、いずれも被害軽微であり可罰的違法性がなく、また、チッソの公害による水俣病被害患者である被告人が被害の補償に関し会社の代表者との自主的な交渉を求め、会社側が不当にこれを拒否する過程において生じたものであり、実質的違法性がない、などとする。
 - 18) 真に訴追すべきチッソ側の水俣病加害の刑事責任を追及せず、また、患者および支援者に対する同社従業員の暴行傷害の刑事責任を追及せず、被告人の行為のみを起訴することは、著しく差別的な訴追であり、検察官の訴追裁量権を逸脱したものである、とする。
 - 19) 本件公訴の提起されたのち、チッソの加害責任を明らかにした熊本地裁の民事判決が言い渡され、つづいて患者家族とチッソとの間に補償協定書が調印され、さらにチッソの島田社長が被告人に対し寛大な処分を望む上申書を提出したが、このような起訴後の事情の変更のもとにおいては本件公訴の維持追行は違法無効のものである、とする。
 - 20) 公訴提起の要件を具備していても、実質的に起訴するのが相当でない事由がある場合には、違法な公訴であって、裁判所は公訴棄却または免訴とすべきである、とする学説を「公訴権濫用論」という。犯罪の嫌疑がないとき、訴追裁量を逸脱しているとき、および、捜査手続に違法性があるときがこれにあたりとされる（法令用語研究会編『有斐閣 法律用語辞典 第 5 版』〔有斐閣、2020 年〕363 頁）。

ない旨を訴えている。

「本件裁判の核心は、[中略] 検察官の本件公訴提起・追行自体が非難されるべき事案であるということであり、これに対し裁判所が刑事訴訟の場においていかなる解決形態を与えるかということである。」「本件公訴提起・追行の特質は、①公害被害民がその権利を追求する過程即ち公害問題における加害企業と被害民との間の紛争の過程に発生した事件をとらえて訴追されたということであり、②しかも、その被害民をとらえて訴追されたということである。そして、本件公訴提起・追行の評価にとってのもうひとつの重要な問題は、かかる公訴提起・追行が、『公益の代表者』たる検察官の手によって、即ち国家訴追権の行使としてなされたということである。国家訴追権の行使として本件公訴提起・追行がなされたからこそ、水俣病患者佐藤武春や川本輝夫をして、『はたして法に正義はあるのか』と嘆かしたものであり、『国家と法』の正当性に対する根本的問いかけをなさしめたのである。問われているものは、刑事司法における正義は何かということである。国家の手によって破られた正義は、国家の手によって回復されなければならない。検察官のなした違法に対しては、裁判所の手により正義が回復されなければならない。それが我々の求める公訴棄却の裁判である。」

また、被告人の川本自身は、第一審の最終意見陳述で次のように述べ²¹⁾、裁判官に対し、法律の専門家としてではなく人間としての裁きを行うよう求めた。

「裁判官も、裁判官である前に、私と同じく人間として生きておられるのならば、私は同じ人間の裁きとして、私は喜んでどんな処罰でも受けるつもりです。」「検察官は、私を1年6ヶ月の懲役に処して、国家のどのような正義が保たれるのでしょうか。どんな公益を得るのでしょうか。公益と公害……何と似たような言葉ではないのでしょうか。公益の名のもとに検察

21) 「最終弁論要旨」『川本裁判資料集』155頁以下。

22) 「最終意見陳述」『川本裁判資料集』177頁。

官は公害被害者を処罰し、公害の名のもとに加害者は安泰に生きられる……なんとおめでたい国ではあると思いませんか。」「有罪にするならして下さい。私を有罪にして、何程かこの社会で得るものがあるなら、人間裁判の名で有罪をもいとわないものです。」

(3) 第一審判決（東京地裁昭和 50 年 1 月 13 日判決）²³⁾

第一審の東京地裁（船田三雄裁判長）は、1975（昭和 50）年 1 月 13 日、上記の公訴事実をすべて認めて有罪とし、罰金 5 万円、執行猶予 1 年（求刑 1 年 6 月）の刑を言い渡した²⁴⁾。罰金刑に執行猶予が付いた異例の判決だが、弁護側の公訴権濫用の主張（とくに理由②）は、以下のとおり退けられた。

「弁護人は、本件公訴事実、水俣病被害患者である被告人の行為をとらえて起訴しているが、真に訴追すべきチッソ株式会社側の水俣病加害の刑事責任を追及せず、また、五井工場および東京本社における会社側従業員の患者および支援者（報道写真家を含む）に対する暴行傷害の刑事責任を追及せず、被告人の行為のみを起訴することは、著しく差別的な訴追であり、この訴追裁量権を逸脱したものである、と主張する。」

ここで言及されている「五井工場…における会社側従業員の患者および支援者（報道写真家を含む）に対する暴行傷害」とは、1972（昭和 47）年 1 月 7 日に起きたいわゆる五井事件²⁵⁾を指す。同日午後、千葉県市原市のチッソ石油化学五井工場内で、チッソ労働組合連絡協議会の夏目英夫議長に面会しに来た川本と支援者らが、約 200 人の同社従業員に暴行され、川本が全身打撲、右足指骨折等の傷害を負ったほか、取材中の米国の報道写真家ユージン・スミスも脊椎骨折、左目失明等の重症を負った。現場には

23) 判例時報 767 号 14 頁、判例タイムズ 321 号 186 頁、刑事裁判月報 7 卷 1 号 39 頁。「判決」『川本裁判資料集』178 頁以下。

24) 「川本被告に有罪判決 東京地裁」朝日新聞 1975 年 1 月 13 日付夕刊。

25) 「従業員が水俣病患者に暴行 チッソ石油化学五井工場」朝日新聞 1972 年 1 月 8 日付朝刊。

千葉県警の私服刑事が居合わせたか、加害者を逮捕しないどころか、暴行を止めようとしなかったという。6人の従業員が暴行容疑で書類送検されたが、加害者を特定できないなどの理由で不起訴処分になった²⁶⁾。

東京地裁判決は以下のように続いている。

「しかし、[中略] 被告人の本件行為に対する刑事責任の追及と、チッソ株式会社の公害に対する刑事責任の追及とは、本来全く別個の手続によって行なわれるべきものであり、その一方の手続が他方の手続に影響を及ぼすことはありえないのである。したがって、チッソ株式会社に対する刑事訴追が現在行なわれていないからといって、被告人に対する本件公訴の提起を違法無効ならしめるものではない。もっとも、所論のごとく、本件公訴の提起が、会社側に一方的に加担し、被害者を迫害する公訴の提起であるとすれば、検察官の故意またはこれに相当する重大な過失により、起訴に際しての訴追裁量を誤ったものとして、公訴権濫用による公訴無効を論ずる余地が存しないではないであろう。しかしながら、本件審理にあらわれた全証拠を検討しても、検察官のかかる故意または重大な過失を推測すべき点は全く認められないのである。」

「いずれにせよ検察官が公訴を提起すべきか否かの訴追裁量に対する裁判所の司法審査は、検察官に対する上級官庁あるいは監督官庁としての監督権のごとく、その裁量権の範囲内にある裁量の当否に及ぶべきものではなく、それが顕著な逸脱を示す場合において、はじめて裁判所の司法審査が及ぶにすぎないものである。本件において、会社側従業員に対する不訴追は、いずれも検察官の裁量の範囲内にあるものというべく、その当否は別としてその訴追裁量を著しく逸脱しているとは認められない。したがって、右会社側従業員に対する不訴追との対比において被告人に対する本件公訴の提起を非難する所論の採用しがたいことは、詳言を要せずして明らかである。」

26) 「チッソ石化従業員 不起訴処分に 川本さんらへの暴行」朝日新聞 1973年8月3日付朝刊。

この判決は、「検察官の故意またはこれに相当する重大な過失により、起訴に際しての訴追裁量を誤った」場合には公訴権濫用による公訴無効を論ずる余地を認めている点で注目に値するものの、検察官の訴追裁量に対する裁判所の司法審査の余地を不当に狭めている感は免れない。ことに、公訴権濫用の主張に検察官の主観的要件を不要とし、もっぱら、訴追が客観的にみて不合理な差別をもたらすかどうか、という観点から判断すべきだとする立場からは批判を浴びた²⁷⁾。

川本は本判決を不服として東京高裁に即日控訴する。また、同日、有罪判決に憤った水俣病患者・山田ハルら 5 名は、チッソの幹部を傷害罪および殺人罪で東京地検に告訴した（彼女は夫の善蔵を水俣病で喪っていた）。その後、患者ら 114 名が熊本県警に追加告訴し、遅まきながら加害企業側の刑事責任が問われることになる（熊本水俣病刑事事件）。

(4) 控訴審判決（東京高裁昭和 52 年 6 月 14 日判決）²⁸⁾

控訴審の東京高裁（寺尾正二裁判長）は、1977（昭和 52）年 6 月 14 日、本件起訴を違法・無効なものとして判断したうえ、第一審の有罪判決を破棄し、あらためて公訴棄却の判決を言い渡した。裁判所が公訴権の濫用を認めて公訴を棄却したのは、わが国裁判史上はじめてのことである²⁹⁾。

本判決はまず、公訴権濫用を理由とする公訴棄却の判決の可否について、一般論として次のように述べる。

「思うに、公訴の提起は検察官の専権に属し、しかも公訴を提起するかどうかは検察官の裁量にゆだねられている。[中略]そして、裁量による権限の行使である以上、その濫用はあり得るし、場合により権限の濫用が甚だしく、とくに不当な起訴処分によって被告人の法の下での平等の権利をはじ

27) 振津隆行「いわゆる公訴権濫用の主張が排斥された事例——チッソ水俣病補償請求関連傷害事件第一審判決」『同志社法学』28 卷 2 号（1976 年）122 頁以下。

28) 高等裁判所刑事判例集 30 卷 3 号 341 頁、判例時報 853 号 3 頁、判例タイムズ 348 号 179 頁。「判決」『川本裁判資料集』645 頁以下。

29) 「『罰せられぬ』と一審破棄 水俣紛争川本事件」朝日新聞 1977 年 6 月 14 日付夕刊。

め基本的人権を侵害し、これを是正しなければ著るしく正義に反するとき、右の侵害が刑事事件として係属することによって現実化している以上、裁判所としてもこの状態を黙過することは許されず、当該裁判手続内において司法による救済を図るのが妥当である。[中略] 公訴権濫用に対する救済の方法は、起訴処分に対する応答の形式を定めた刑訴法 329 条以下の条文に依拠して決められるが、訴追裁量を著るしく逸脱した公訴の提起は直接には起訴便宜主義を定めた刑訴法 248 条³⁰⁾に違反するものであるから、同法 338 条 4 号³¹⁾にいう公訴提起の手続の規定に違反したものととして、同条による公訴棄却の判決がなさるべきであると考える。]

このように検察官による公訴権の濫用が起りうる余地を認め、公訴の提起が訴追裁量を著しく逸脱した場合には、裁判所は公訴棄却の判決をなすことで被告人の救済を図るべきだと説く。そこで、本件起訴がこの場合に当たるかどうか、以下、検討が加えられる。

「自主交渉派のリーダーである被告人に対し起訴がなされたことにより、自主交渉派の患者に少なからぬ打撃を与えたものと認められ、意図するとなしにかかわらず本件起訴が対立する当事者の一方に加担する結果をもたらしたことは否定できない。もっとも、自主交渉といえども相手のあることであるから、無理に交渉の場につかせることはできず、最後は民事訴訟にうたえるほかないのであって、交渉を求めるには限度があろうし、行き過ぎがあれば当然は正さるべきであり、他方チツソにしてみれば業務を遂行するために連日従業員を動員しなければならないのは相当の負担であって迷惑であることはいうまでもない。しかし何の落度もなく一方的に被害を被った患者達のチツソに対する感情には容易に抜き難いものがあり、患者に対するこれまでのチツソの対応の仕方をも考慮すると、チツ

30) 刑事訴訟法 248 条は、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」と規定する。

31) 刑事訴訟法 338 条は、「左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない」として、第 4 号に「公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき」を挙げている。

ソとしては相当程度我慢しなければならないし、被告人らに行き過ぎがあったとしても、これに対して直ちに刑罰で臨むのは妥当を欠くといわなければならない。」

「被告人に対する訴追の当否を論ずるにあたって無視できないことは、自主交渉の過程で生じた事件についても水俣病における訴追〔引用者注：チッソに対し排水の中止を求めて抗議行動に立ち上がった漁民らが刑事訴追されたことを指す〕と類似した不平等が生じていることである。すなわち、自主交渉の過程におけるトラブルでは、チッソ側のみならず被告人ら患者及び支援者にも多数の負傷者が出たことは前に述べたとおりであり、とりわけ五井工場の事件は、面会の約束をとりつけて赴いた被告人や報道陣に対し、多数の従業員が有無をいわず力を振うという非常識なもので、当時各方面から非難が寄せられたことは周知のとおりである。そして、この事件については不起訴処分がなされた。結局、これらを通して訴追されたのは患者側だけだったわけである。」「どちらの側にも理由のある行為によって生じた事件で双方に負傷者が出ていること、そして片方は全然訴追されていないという事実は、もう一方の訴追にあたって当然考慮すべき事情であると考えるのである。」

以上を踏まえ、本判決は、「被告人に対する訴追はいかにも偏頗、不公平であり、これを是認することは法的正義に著るしく反するというべきである」として、本件起訴を公訴権の濫用にあたと断じ、以下のとおり公訴棄却に踏み切る。

「重大かつ広範囲な被害を生ぜしめたチッソの責任につき国家機関による追求の懈怠と遅延、これにひきかえ、被害者側の比較的軽微な刑責追求の迅速さ、それに加えてチッソ従業員の行為に対する不起訴処分等々の諸事実がある以上、当裁判所としては、国家機関の一翼を担っている検察官の故意又は重大な過失が推認されてもやむを得ないと判断する。すなわち、〔中略〕本件は訴追を猶予することによって社会的に弊害の認むべきものがなく、むしろ訴追することによって国家が加害会社に加担するという誤りをおかすものでその弊害が大きいと考えられ、訴追裁量の濫用に当た

る事案であると結論するのである。』

「原判決は、公訴権濫用の主張は排斥したものの、被告人を罰金5万円に処するとともに1年間右刑の執行を猶予すべきものとした。このことは、被告人の有罪を認定しつつもその可罰性の程度が著しく微弱であり、刑はノミナルなものにとどめるべきものとしたと考えられる。当裁判所は、百尺竿頭一步を進め³²⁾、本件は公訴を棄却することによって結着をつけるべきものと判断するのである。」

本判決は、「公訴権濫用の存否の判断に検察官の主観的意図も必要であることは、これを肯認すべきである」としながらも、「かかる要素の存在は、背景事実から、これを推認する以外にはなく、かかる客観的外部的事実から推認することが可能な以上、これを是認するの でなければ、公訴権濫用の理論は画餅に帰す」として、上記のとおり、検察官の故意または重大な過失を推認する。この点において、第一審判決——のみならず、検察官の主観的意図を絶対的に必要な要件とする従来の判例の立場——とは一線を画している。そのため、この判決は、「公訴権濫用に対する裁判所の審査、抑制の法理を実際に採用し、わが国刑事裁判史上はじめて具体的解決を行ったもの」と評価された³³⁾。

川本は、本判決を受けて、「本日、権力の弾圧の意図の一端は打ち砕かれた。われわれ水俣病被害者の痛切な叫びは、徐々にではあるが、司法の舞

32) 「百尺竿頭に一步を進む」とは、すでに努力・工夫を尽くしたうえに、さらに尽力すること、また、十分に言を尽くして説いたうえに、さらに一步進めて説くことのとえ(小学館『大辞泉』編集部編『デジタル大辞泉』[小学館、2020年])。

33) 岡部泰昌「公訴権濫用と裁判所の審査、抑制——『寺尾判決』(東京高裁昭和52年6月14日)をめぐって」『法律時報』49巻13号(1977年)23頁。同論文は、本判決が「客観的事実に重点をおいて、それらの事実の積み重ねから検察官の不当差別の意思を推察し、それによって差別的起訴であるか否かを判断しようという態度をとった」点を肯定的に評価する(27頁)。これに対して、「検察官の故意又は重大な過失という主観的要素が、公訴権濫用の成立要素とされる以上、[中略] 少なくとも立証を尽くさせるべきであり、単なる推認のみで、主観的要素を認定することは許されるべきでない」として、本判決を否定的に評価する見解もみられた(河上和雄「公訴権濫用理論の濫用的適用について——いわゆる寺尾判決を中心として」『警察学論集』30巻9号[1977年]49頁)。

台にも新しい闘いの素地を築いてきた。判決は、われわれの側に、より一層の闘う意思を固めさせた」と、闘志を新たにしている³⁴⁾。

検察側は、憲法違反³⁵⁾、判例違反および法令違反を理由に、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するとして上告した。

(5) 上告審決定（最高裁第一小法廷昭和 55 年 12 月 17 日決定）³⁶⁾

上告審の最高裁第一小法廷（藤崎萬里裁判長）は、1980（昭和 55）年 12 月 17 日、検察側の上告を棄却する決定を下した³⁷⁾。公訴権の濫用を認めた原審の判断は失当だとしながら——すなわち、本件起訴の有効性は認めながら——、原判決を破棄して第一審の有罪判決を復活させなければ著しく正義に反するとまではいえないと判断した。これにより、控訴審（東京高裁）の公訴棄却判決が確定することとなった。

本決定はまず、公訴権の濫用が認められる場合について次のように述べる。

「検察官は、現行法制の下では、公訴の提起をするかしないかについて広範な裁量権を認められているのであって、公訴の提起が検察官の裁量権の逸脱によるものであったからといって直ちに無効となるものでないことは明らかである。」「検察官の裁量権の逸脱が公訴の提起を無効ならしめる場合のありうることを否定することはできないが、それはたとえば公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合に限られるものというべきである。」

そこで、本件がここにいう「極限的な場合」にあたるかどうか、以下、検討が加えられる。

「本件犯罪事実の違法性及び有責性の評価については被告人に有利に参

34) 朝日新聞、前掲記事（注 29）。

35) 適法かつ適式になされた本件起訴について軽々に憲法 14 条 1 項を適用して違憲判断をした点に誤りがあるとする。

36) 最高裁判所刑事判例集 34 巻 7 号 672 頁、判例時報 984 号 37 頁、判例タイムズ 428 号 69 頁。「決定」『川本裁判資料集』補遺 1 頁以下。

37) 「チッソ川本事件 起訴無効が確定」朝日新聞 1980 年 12 月 19 日付朝刊。

酌されるべき幾多の事情が存在することが認められるが、犯行そのものの態様はかならずしも軽微なものとはいえないのであって、当然に検察官の本件公訴提起を不当とすることはできない。本件公訴提起の相当性について疑いをさしはさましめるのは、むしろ、水俣病公害を惹起したとされるチッソ株式会社の側と被告人を含む患者側との相互のあいだに発生した種々の違法行為につき、警察・検察当局による捜査権ないし公訴権の発動の状況に不公平があったとされる点にあるであろう。」「しかし、すくなくとも公訴権の発動については、犯罪の軽重のみならず、犯人の一身上の事情、犯罪の情状及び犯罪後の状況等をも考慮しなければならないことは刑訴法 248 条の規定の示すとおりであって、起訴又は不起訴処分の当不当は、犯罪事実の外側だけによっては断定することができないのである。このような見地からするとき、審判の対象とされていない他の被疑事件についての公訴権の発動の当否を軽々に論定することは許されないものであり、他の被疑事件についての公訴権の発動の状況との対比などを理由にして本件公訴提起が著しく不当であったとする原審の認定判断は、ただちに肯認することができない。まして、本件の事態が公訴提起の無効を結果するような極限的な場合に当たるものとは、原審の認定及び記録に照らしても、とうてい考えられないのである。したがって、本件公訴を棄却すべきものとした原審の判断は失当であって、その違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。」

すなわち、最高裁は、不起訴となった他の事件との比較に基づいて当該起訴の当否を判断することは許されず、本件は公訴権の濫用を認めるべき「極限的な場合」にはあたらない、と判断した。それにもかかわらず、以下の理由から上告を棄却している。

「しかしながら、本件については第一審が罰金 5 万円、1 年間刑の執行猶予の判決を言い渡し、これに対して検察官からの控訴の申立はなく、被告人からの控訴に基づき原判決が公訴を棄却したものであるところ、記録に現われた本件のきわめて特異な背景事情に加えて、犯行から今日まですでに長期間が経過し、その間、被告人を含む患者らとチッソ株式会社との間

に水俣病被害の補償について全面的な協定が成立して双方の間の紛争は終了し、本件の被害者らにおいても今なお処罰を求める意思を有しているとは思われないこと、また、被告人が右公害によって父親を失い自らも健康を損なう結果を被っていることなどをかれこれ考え合わせると、原判決を破棄して第一審判決の執行猶予付きの罰金刑を復活させなければ著しく正義に反することになるとは考えられず、いまだ刑法411条³⁸⁾を適用すべきものとは認められない。³⁹⁾

本決定は、最高裁が「検察官の裁量権の逸脱が公訴の提起を無効ならしめる場合のありうること」をはじめ肯定した点に意義が認められる。しかし、これを「たとえば公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合に限られる」としており、第一審判決以上に、検察官の訴追裁量に対する裁判所の司法審査の余地を不当に狭めているといわなければならない。そのため、裁判所による公訴無効の判断を通じて不当な公訴提起の抑制を図ろうとする立場からは、公訴無効の成立余地を事実上封じかねないものと批判された⁴⁰⁾。

他方、「原判決を破棄して第一審判決の執行猶予付きの罰金刑を復活させなければ著しく正義に反することになるとは考えられ」ないとして控訴審判決を維持した点は、マスメディア等では、「現代の大岡裁き」などと好

38) 刑事訴訟法411条は、「上告裁判所は、[中略]左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる」として、第1号に「判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること」を挙げている。

39) これに対して、2人の裁判官が反対意見を述べている。藤崎萬里裁判官は、「本件公訴を有効とする以上は、この程度の名目的な刑であってもこれを科して被告人の責任を明らかにするのが正義の要求するところである」として、また、本山亭裁判官は、「原判決は、現行法上認められていない公訴権濫用の法理を肯定して、不法に本件公訴を棄却する誤りを犯したものであるから、その誤りは判決に影響を及ぼし、これを破棄しなければ著しく正義に反する」として、いずれも刑事訴訟法411条1号の適用を求めた。

40) 小田中聰樹「公訴抑制の理論と展望——最近の最高裁二判例の検討を中心に」『法学セミナー』323号(1982年)2頁以下。これに対し、公訴権濫用論に否定的な立場の論者は、本決定によって公訴権濫用論は終焉を迎えたと断じている(河上和雄「公訴権濫用論の終焉」『判例タイムズ』428号[1981年]9頁以下)。

意的に受け止められた⁴¹⁾。

被告人の川本輝夫は、本決定を受けて、「上告棄却を勝ち取ったことは全面勝利。大変うれしい」「起訴からまる8年、重荷がとれホッとしている。これは司法が水俣病事件の悲惨さ、大きさをわかってくれたと理解している」と、喜びを率直に表した。また、弁護人を務めた後藤孝典弁護士は、「この決定で事件は我々の勝訴に終わった。これは、水俣病に苦しむ患者が多いという事実の重みを、最高裁も認めざるを得なかったためだ。必死で自主交渉を闘った川本氏を有罪にできなかったところに、この事件の核心がある」と語っている⁴²⁾。

2 川本裁判の法社会学的考察

——田中成明教授の所論を手がかりにして

以上、各審級の裁判所の判断に焦点を当てて川本裁判の展開を跡づけた。これらを見比べてみると、やはり控訴審の東京高裁判決（以下、裁判長の名にちなんで「寺尾判決」と呼ぶ）が際立っている。そこで、あらためて法社会学的ないしは法哲学的な観点から、寺尾判決を中心に、川本裁判における司法判断を分析してみたい。その際、法哲学者の田中成明の論考⁴³⁾を適宜参照することとしたい。

41) 「チッソ川本事件 『起訴無効』が確定 特異な背景配慮“大岡裁き”」毎日新聞 1980年12月19日付朝刊。「最高裁流“大岡裁き” 検察の起訴を暗に批判」朝日新聞同日付朝刊。

42) 毎日新聞、同上記事。あわせて、本決定に対し、「私どもが公訴棄却論を支える最も肝要な事実として力説した公害と行政権力の共犯性の関連が事実上否定されてしまっており、本件においてはむしろ副次的にのみ扱われるべき部分 [引用者注：「本件のきわめて特異な背景事情」を指す]が結論を導く構成になってしまっている」と不満を表明している（後藤孝典「川本事件最高裁決定の課題」『ジュリスト』737号 [1981年] 49頁）。

43) 田中成明「正義の実現と裁判の役割——チッソ水俣病川本事件控訴審判決の問題提起をめぐって」『判例タイムズ』354号（1978年）4頁以下。なお、本論文は、同『裁判をめぐる法と政治』（有斐閣、1979年）の第5章（310頁以下）に収録されている。

(1) 法律論と常識論——あるいは法における正義と社会における正義の二元性

控訴審の寺尾判決が第一審判決および上告審決定と顕著に異なるのは、本件起訴が公訴権の濫用にあたるか否かの判断に際して、本件傷害事件が起きた社会的背景、いわば事件の文脈を重視している点である。それは、判決文中の以下のくだりに端的に表れている。

「本件において重要なのは客観的事実そのものに重点を指向し、それによって差別起訴であるか否かを判断すべきもので、その根拠としては、憲法 14 条 1 項の平等保護条項がこれに当たるが、何が合理的差別で何が不合理な差別なのかを解明する決め手となるのは、当然他との比較衡量である。同一事件に関与した被疑者の間であって、ある者は起訴され、他の者は不起訴ないし起訴猶予となった場合のように、単に平面的に比較するのではなく、比較の対象が対向関係にあって、平面的、微視的な観察では足りず、立体的、巨視的な観点に立って比較衡量することを要する場合のあることに留意しなければならない。本件はまさにその場合であるといつてよい。」

「およそ、検察官がある事件を立件し刑事処罰を求めるに当たっては、当該犯罪の動機、原因、背景的事実を捨象して現象面のみを見ることは皮相であり、刑訴法 248 条に照らして、むしろ不可能であるとすらいえる。[中略] 水俣病の被害という比較を絶する背景事実があり、自主交渉という長い時間と空間のさなかに発生した片々たる一こまの傷害行為を、被告人らが自主交渉に至らざるを得なかった経緯と切り離して取り出しそれに法的評価を加えるのは、事の本質を見誤るおそれがあるであって相当でない。」

上記のとおり、寺尾判決が本件を水俣病事件全体の中に位置づけて⁴⁴⁾、背景事実から検察官の故意または重大な過失を推認したのに対して、第一

44) 川本によるチッソの従業員らに対する暴行について、「これらの暴行は、補償の手がかりをつかもうとして必死に面会を要求する者とこれを阻止しようとした者との間で生じた出来事であって、個人的に被害者に遺恨をもって行ったものではない」と評価する。

審判決および上告審決定は、これをあくまでも単独の傷害事件として扱い——それゆえ他の事件との比較衡量の余地を否定し——、検察官の主観的意図を認めなかった。まさにそのことが、本件起訴の当否をめぐる判断を分けたのである。

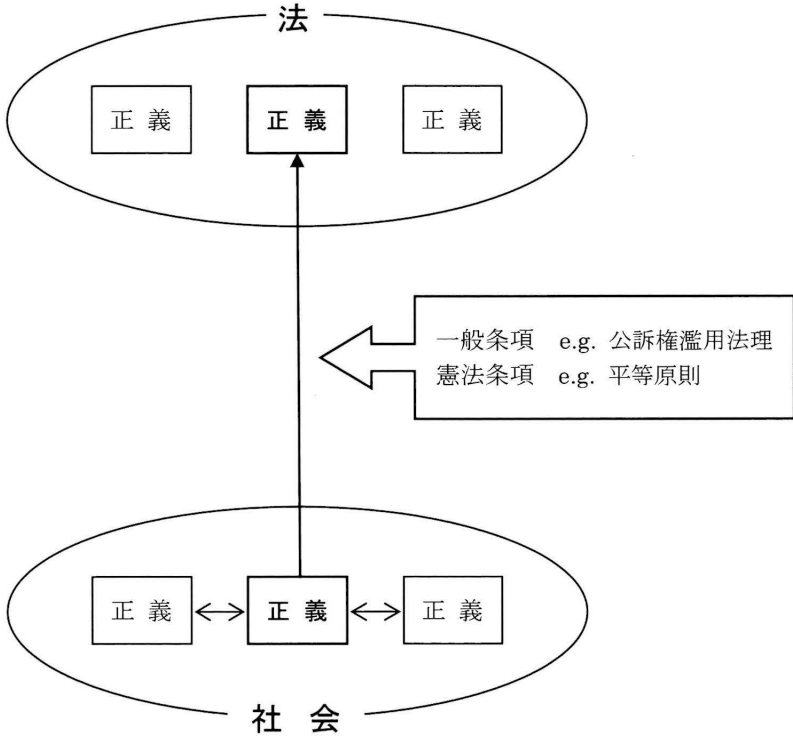
これに関して田中は、寺尾判決に対し、「常識論に迎合しすぎてはいないか、法律論としての理由づけ・理論構成が不十分・不整合ではないか、というような批判が浴びせられているのは当然のこと」としながらも、「判決の結論が常識論とも合致すること自体は、その判決の価値を高めこそすれ、決してそれを損なうものではないこと、また、一般条項〔引用者注：公訴権濫用の法理を指す〕や憲法条項への準拠ということも、それ自体何ら批判されるべきではない」と、一定の理解を示している⁴⁵⁾。

ここにいう「法律論」と「常識論」は、仮に法の目的が正義であるとするならば、「法における正義」と「社会における正義」と言い換えることができる（川本裁判ではまさに、刑事司法における正義とは何かが問われた）。前者は、法や裁判において実現すべき正義とみなされている価値を指し、これに対して後者は、法をめぐって社会や世論において正義に適合とみなされている価値を指す。比較的安定した社会では、法における正義と社会における正義はおおむね重なり合う。そうでなければ、人々は法律の規定を守らず、あるいは裁判所の判決に従わないため、社会の秩序は混乱するからだ。だが、両者は常に一致するとは限らず、しばしば乖離し、時として互いに矛盾・対立することさえある。たとえば、個別の法律や判決に対してマスメディアや世論が反発を示す場合、法における正義（法律論）と社会における正義（常識論）の間にずれが生じているということができる。

両者のずれを放置したままだと法秩序に対する市民の信頼が損なわれかねないので、場合によっては立法を通じてその解消が図られるが、そうでない場合——あるいは、そうするまでに手間と時間がかかる場合——に

45) 田中、前掲論文（注43）9頁。

図 1：法における正義と社会における正義



は、現行法の解釈を通じて双方の懸隔を埋める努力が裁判官に求められる⁴⁶⁾。その際に用いられるのが、公序良俗、信義則、権利濫用等の一般条項や憲法の基本的人権保障条項である。すなわち、これらの一般条項や憲法条項を介して、社会における正義が法における正義に取り込まれる——常識論と法律論の接合が図られる——のである（図 1 を参照）。

寺尾判決は、水俣病をめぐる紛争の中でチッソ側が加害者になった暴行・傷害事件も少なからず起きているにもかかわらず、ひとり川本のみを起訴することは正義に反する、という常識論から出発して、憲法の平等原

46) 田中は、「法律論と常識論との乖離が著しくなり、相当多数の人々に法の世界の倒錯という印象を与えるようになることは、その法律論の健全さを社会が問い直すことを求めている重要な徴候とみてよい」と述べている（同上論文 8 頁）。

則(14条1項)を持ち出すことでこれを法律論に接続し、公訴権濫用の法理を適用した。ただし、そこには、「このような常識論とも合致した法律論の展開によって、法の世界の自立性によるさまざまな制約・限界を不当に超え、裁判に期待され配分されている正統な役割を踏み出してしまっていないか」⁴⁷⁾という問題がつきまとう。社会における正義に重きを置きすぎると、法における正義を踏み外しかねない——それでもなお、寺尾裁判官は「百尺竿頭に一步を進む」ことを躊躇しなかった。

一方、第一審と上告審は、本件をあくまでも通常の刑事事件として取り扱い、公訴権濫用の法理の適用を否定しながらも、前者は罰金刑に異例の執行猶予を付けることで、また、後者は第一審の有罪判決を復活させなければ著しく正義に反するとまではいえないとして控訴審判決を維持することで、それぞれ法律論の埒内にとどまりつつ常識論にも配慮した。裁判官らは法における正義を踏み越えないかぎり社会における正義を受け入れた、とみることができる。

(2) 法と正義——あるいは法における正義の多様性

法や裁判において実現すべき正義とみなされている価値を法における正義として一括りにし、社会における正義と対置したが、その内容は決して一義的に定まっているわけではない。社会における正義が、個人間の価値観・世界観の相違に対応して複数存在し、それらが互いに衝突することも珍しくないと同様に、法における正義もまた多様な意味内容を持ち、それゆえ、法律家の間でも法の解釈や適用をめぐる見解の相違や対立が生じうる。

そこで田中は、「本事件の検討においても、正義観念の多義的な意味内容を分析しその幾つかの議論のレベルを区別し、それをふまえて、[中略]法と正義との関連について、一応の整理を行ない、法的正義の構造とその実現メカニズムを確認しておくことが、ぜひとも必要である」として、法的

47) 同上論文9頁。

正義の観念を5つに区分・整理する⁴⁸⁾。すなわち、まず実定法の内容や実現にかかわる正義観念を、①適法的正義、②形式的正義、③実質的正義に分類したうえで、法による正義の実現に関して重要な位置を占めている正義観念として、④衡平と⑤手続的正義を挙げている。

第一に、適法的正義は、実定法の内容自体の正・不正を問うことなく、もっぱらその規定するところが忠実に遵守され適用されているか否かだけを問題とする。それは、実定法の内容は明確に認識できるものでなければならない——したがって、実定法はみだりに改廃されてはならない——とする法的安定性の要請としばしば同一視される。

第二に、形式的正義は、「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように取り扱え」という、古くからの定式によって表現される純形式的要請である。それ自体は、いかなる人びとないし事例を等しいものとして同一のカテゴリーに属させるべきか、その各々に対して具体的にどのような取り扱いをすべきかを決定する実質的規準については何も語らず、何らかのこの種の実質的規準を前提としてはじめて現実に機能する。

第三に、実質的正義は、実定法の一定の内容や判決などの具体的な法的決定の正当性を評価・判定する実質的な価値規準のことであり、具体的正義とも呼ばれる。それは、政治社会における諸々の価値・利益、とりわけ権利・義務の適正な配分・調整をいかに行うべきかという問題にかかわる。法について正義・不正義が論じられる場合、このレベルでの議論であることがもっとも多い。

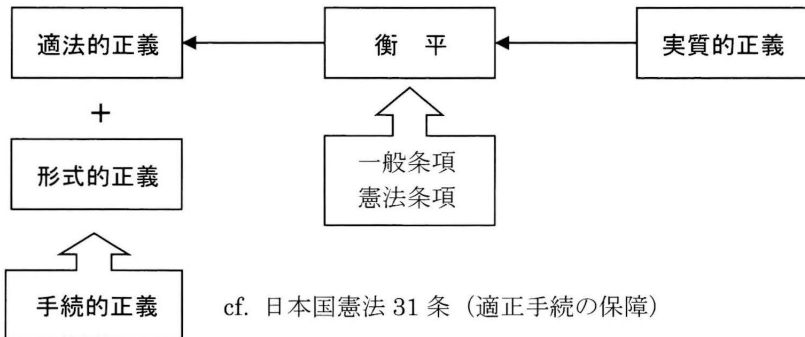
第四に、衡平 (equity) は、実定法の一般的な準則をそのまま個別的事例に適用すると、実質的正義の観点からみて著しく不合理な結果が生じる場合に、その法的準則の適用を制限ないし抑制する働きをする。法的安定性と引き替えに具体的妥当性を確保することを要請するものである。

第五に、手続的正義⁴⁹⁾は、決定に至るまでの手続過程に関するものであ

48) 同上論文12頁以下。田中成明『現代法理学』(有斐閣、2011年)317頁以下も参照。

49) 手続的正義の概念については、同上書324頁以下を参照。

図 2：裁判過程における法的正義の構造



り、その決定の利害関係者の各要求に公正な手続にのっとって公平な配慮を払うことを要請する。決定の結果の内容的正当性を問題にする実質的正義と対置される。

以上の田中による正義観念の分類を踏まえると、裁判過程における法的正義の構造は次のように把握されよう（図 2 を参照）。裁判官はまず、実定法の準則に基づいて、すなわち適法的正義に従って判断を下すことを義務づけられるが、さらに、一般的な法準則を個別具体的な事例に適用するにあたっては公平な取り扱い、すなわち形式的正義の要請に適用ことが求められる。ところが、もっぱら適法的正義に従って——法的安定性の観点から——実定法をそのまま個別事例に適用すると不都合がきたされる場合には、裁判官は、実質的正義に鑑みて——具体的妥当性の観点から——適法的正義の貫徹に歯止めをかける、すなわち衡平を図る必要に迫られる。それは、取りも直さず、法における正義と社会における正義の間に乖離が生じているときに、裁判官が法解釈を通じてこれを埋めようとする場合にほかならない。その際に援用される一般条項や憲法条項は、適法的正義（および形式的正義）と実質的正義を媒介する回路ともみなしうる⁵⁰。

他方、裁判過程が手続的正義に適ったものでなければ、裁判官が下す判断は——たとえその内容自体は妥当なものであっても——正当化されえない。かかる正義観念を体現しているのが、適正手続の保障（due process of

law) を定める日本国憲法 31 条⁵¹⁾である。同条が、たんに刑事手続の法定だけではなく手続内容の適正、さらには刑罰の実体の法定(罪刑法定主義)をも要求している⁵²⁾とすれば、ここで手続的正義、実質的正義および適法的正義が交差しているといえることができる。

(3) 川本裁判にみられる正義観の諸相——あるいは正義の尺度の差異

以上を踏まえて、川本裁判にみられる法的正義の諸相を描き出してみたい。

第一に、弁護人は、公害における加害企業と被害民との間の紛争の過程で発生した本件傷害事件において、検察官が、加害企業であるチッソ側の行為は不問に付し、被害民である川本のみをとらえて訴追を行った点に、本件起訴の特質を見出す。このような訴追は、犯罪者の処罰を要求する適法的正義のみならず、等しきものは等しく取り扱うことを旨とする形式的正義にも反する、ということになる。さらに弁護側は、後述するように、公害法の原理として「弱者保護・強者抑制」「被害者救済・加害者制裁」を掲げ、水俣病被害者の救済とチッソに対する制裁を強く訴えた。これは、公害被害者を含む社会的弱者の保護に価値を置く実質的正義に根差したものであるといえる。これらの正義観を「法における正義」に反映させるために、弁護側は公訴権濫用の法理を援用し、本件起訴が——検察官による訴追裁量権の逸脱という意味で——手続的正義に反するものであることを主張した、と解される。

第二に、被告人の川本自身は、法廷で「裁判官も、裁判官である前に、

50) 田中は、「実質的正義の要請は、立法手続によらねば実定法秩序のなかへ内在化されえないわけではなく、一定の場合には、一般条項・憲法条項等の法原理・法価値を媒介として、形式的正義が衡平の要請を取り入れるという形で、法実現過程において内在化されるチャンネルが開かれている」と述べている(前掲論文[注43]14頁)。

51) 同条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定する。

52) 高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編集代表『法律学小辞典 第5版』(有斐閣、2016年)963頁。

私と同じく人間として生きておられるのならば、私は同じ人間の裁きとして、私は喜んでどんな処罰でも受けるつもりです」と訴えた。これは、裁判官に対し、法における正義ではなく社会における正義に照らして裁きを下すよう求めたものとみることができる。

第三に、第一審判決（東京地裁）は、川本の行為について、「まさに刑法の暴行罪ないし傷害罪の対象とする典型的な形態のもの」であり「可罰的違法性を欠くということとはできない」と評価し⁵³⁾、もっぱら適法的正義を重んじる立場から川本を有罪にした。公訴棄却の裁判を求める弁護側の主張に対しては、先述のとおり、「被告人の本件行為に対する刑事責任の追及と、チッソ株式会社の公害に対する刑事責任の追及とは、本来全く別個の手続によって行なわれるべきものであり、[中略]チッソ株式会社に対する刑事訴追が現在行なわれていないからといって、被告人に対する本件公訴の提起を違法無効ならしめるものではない」として、これを退けた。このような立場からすれば、検察官が被害民である川本のみをとらえて訴追を行ったことは、手続的正義はもとより形式的正義にも反するものではない、ということになる。

第四に、控訴審判決（東京高裁・寺尾判決）は、「裁判所は、国家権力が濫用されないように監視する義務を負っている、この義務は、有罪の者すべてが必ず罰せられるようにするという義務よりも大きな義務でなければならない」として、裁判官が判断を下す際に適法的正義や形式的正義がつねに優先されるわけではないことを示唆する。すなわち、「刑事事件にあっては、その本質上、被告人を訴追する政府（直接には検察権の行使）もまた、正義、公平が実現されることを見守るべき義務を有するのであるから、いわゆる必罰主義は右憲法上の要請（適正手続）の前に譲歩を迫られ

53) さらに、「その行為の実質的違法性はなお存するものと認めるべく、かような認定も法治国家における法秩序維持のためには、けだしやむを得ない」と評価する。田中によれば、「第一審判決においては、裁判の役割は実定法秩序の維持という適法的正義の実現というレベルに限定してとらえられている」（前掲論文〔注43〕15頁）。

るべき例外的な場合があることを肯定し、公訴提起を差し控えるべき義務がある場合があり、もしあえて公訴が提起され、それが濫用にわたると考えられる場合は、裁判所において公訴の提起そのものに対してその価値を否定することが許されなければならない」として、実質的正義や手続的正義を優先すべき場合がありうることを肯定する。そして、以下の理由から、本件はそのような場合にあたるとみなした。

水俣病を発生させ、川本やその家族を含む多くの人びとの生命や身体を侵害したチツソの刑事責任が問われていないにもかかわらず、被害者の川本のみが訴追されるのであれば、必罰主義という意味での適法的正義のみならず、法が万民に対して平等に適用されることを要求する形式的正義にも反する。ところが、本件傷害事件が起きた社会的背景を考慮せずにひたすら適法的正義を貫き、川本を処罰することも、加害企業と被害民という、現実には非対等な関係にある両者を等しいものとして扱う不当な結果を招き、かえって形式的正義に反する⁵⁴⁾。したがって、本件においては、公害被害者を含む社会的弱者の保護を優先する実質的正義、および、適正手続の保障を重視する手続的正義の観点から、適法的正義に修正を加え——いわば衡平を図り——、公訴権の濫用を認めて本件起訴を無効とすることこそ正義に適う。

第五に、上告審決定（最高裁）は、先述のとおり、公訴権濫用の法理の適用を否定しながらも、「原判決を破棄して第一審判決の執行猶予付きの罰金刑を復活させなければ著しく正義に反することになるとは考えられ」ないとして控訴審判決を維持した。これは、適法的正義ないしは法的安定性と実質的正義ないしは具体的妥当性との衡平を図った結果、後者により重きを置いた判断を下したとみることができる。ただし、手続的正義の観点から本件に意義を見出そうとする姿勢が弱いという感は免れない。

以上、法哲学者の田中成明の所論を手がかりに、川本裁判にみられる正

54) 田中によれば、控訴審判決では、「本件訴追において必罰主義という適法的正義レベルの要請を貫徹することは形式的正義の要請に著しく反するものであるとされる」（同上）。

義観の相違を明らかにした。田中によれば、「これらの正義の諸要請をどのように優先選択・調整することが、具体的に本事件に即してみた場合、裁判所がその固有の権限の範囲内で果しうる法的正義の実現といえるか」が問題だとされる⁵⁵⁾。そうだとすれば、この問題——換言すれば、刑事司法における正義とは何か、という問い——にもっとも真摯に取り組んだ判決こそ、もっとも高い評価を受けるべきことになろう。

3 川本裁判の影響

ここで、川本裁判とりわけ控訴審の寺尾判決が、その後の水俣病をめぐる裁判ひいては公害訴訟一般に及ぼした影響に目を向けておきたい。

(1) チッソの刑事責任の追及

第一審（東京地裁）の有罪判決が契機となって、水俣病の被害者らがチッソの幹部を傷害罪および殺人罪で東京地検や熊本県警に告訴したことは、先に述べた。これを受けて熊本県警がようやく重い腰を上げ、関係者に事情聴取を行うとともに、チッソ東京本社や同水俣本部などを家宅搜索し、1975（昭和50）年11月29日、チッソの元社長・吉岡喜一、元工場長・西田栄一、同・北川勤哉の3名を書類送検した⁵⁶⁾。ただし、罪名は傷害および殺人ではなく、業務上過失致死傷である。熊本地検は、1976（昭和51）年5月4日、このうち吉岡元社長と西田元工場長を、胎児性患者を含む7名の被害者に対する業務上過失致死傷の罪で起訴した⁵⁷⁾。

第一審の熊本地裁（石田実秀裁判長）は、1979（昭和54）年3月22日、7名のうち上村耕作（胎児性水俣病患者）と船場岩蔵（水俣病患者）を被害

55) 同上。

56) 「チッソ元社長ら書類送検 業務上過失と認定」朝日新聞1975年11月30日付朝刊。

57) 「チッソ元社長・工場長を起訴 水俣病で熊本地検」朝日新聞1976年5月5日付朝刊。

者とする業務上過失致死罪の成立を認め、被告人らにそれぞれ禁錮 2 年、執行猶予 3 年（求刑各禁錮 3 年）の刑を言い渡した⁵⁸⁾。残りの 5 名については公訴時効の完成を認め、免訴とした。控訴審（福岡高裁）もこれを支持して控訴を棄却した⁵⁹⁾ため、被告人らは上告した。最高裁第三小法廷（坂上寿夫裁判長）は、1988（昭和 63）年 2 月 29 日、原判決が 5 名について公訴時効の完成を肯定した点は誤りだとしながらも、判決には影響を及ぼさないとして上告を棄却する⁶⁰⁾。これにより、チツソの元社長と元工場長の有罪が確定した。いわゆる四大公害事件で加害企業側の刑事責任が認められた例は、本件（熊本水俣病刑事事件）のみである。

一報を受けた川本は、「最高裁の決定が出たからといって、水俣病は変わらない。遅すぎた決定だ」と憤るとともに、「被害者は 7 人だけじゃない。何万人だっている。加害者にしてもチツソの元幹部 2 人なんて……。水俣病は、我々の手から離れて、程遠い形でわい小化されてしまった」と嘆いた⁶¹⁾。

ところで、これより 10 年以上も前に、寺尾判決が、以下のように、被害の拡大防止の観点から——したがって、刑事法的視点というよりも行政法的視点から——加害企業の処罰の必要性を指摘し、これを怠った警察や検察を非難していた。

「水俣病の前に水俣病はないといわれ、その原因究明に年月を要した水俣病であるが、はたしてこれを防ぐ手だてはなかったであろうか。先に『水俣病究明の過程』で指摘した事項をみると、患者が続発し、胎児性患者まであらわれている状況のもとで、当初奇病といわれた段階から 15 年間も水銀廢液が排出されている状態を放置しておかなければならない理由

58) 熊本地裁昭和 54 年 3 月 22 日判決（判例時報 931 号 6 頁、判例タイムズ 392 号 46 頁、刑事裁判月報 11 卷 3 号 168 頁）。

59) 福岡高裁昭和 57 年 9 月 6 日判決（高等裁判所刑事判例集 35 卷 2 号 85 頁、判例時報 1059 号 17 頁、判例タイムズ 483 号 167 頁）。

60) 最高裁第三小法廷昭和 63 年 2 月 29 日決定（最高裁判所刑事判例集 42 卷 2 号 314 頁、判例時報 1266 号 3 頁、判例タイムズ 661 号 59 頁）。

61) 『「罰しても命は戻らぬ」 罪深さ悟ってほしい 被害者ら怒りとむなしさ』毎日新聞 1988 年 3 月 2 日付朝刊。

は見出せない。熊大研究班による地道にして科学的な原因究明が行われた経過の中で、熊本県警察本部も熊本地方検察庁検察官もその気がありさえすれば、水産資源保護法、同法等に基づいて定められた熊本県漁業調整規則、工場排水等の規制に関する法律、漁業法、食品衛生法等弁護人が引用する各種の取締法令を発動することによって、加害者を処罰するとともに被害の拡大を防止することができたであろうと考えられるのに、何らそのような措置に出た事績がみられないのは、まことに残念であり、行政、検察の怠慢として非難されてもやむを得ないし、この意味において、国、県は水俣病に対して一半の責任があるといっても過言ではない。」

いずれの視点に立つにせよ、チッソの刑事責任の追及が遅きに失した感は否めない。そのような意味でも、チッソだけではなく警察や検察も、加害の一端を担ったとの誹りは免れないといわなければならない。

(2) 国および熊本県の損害賠償責任の追及

上掲の寺尾判決はさらに、次のように続いている。

「のみならず、チッソの水銀廢液の放流の原因となったアセトアルデヒドの製造は国家によって容認されていたのであるから、被害民の立場からすれば、チッソと異なる意味で国家もまた加害者であるといえよう。チッソ幹部に対する業務上過失致死傷罪による起訴は、昭和33年7月ころから昭和35年8月ころまで工場廢液を排出した行為が過失の内容となっているのであるから、当時速やかにこのような起訴がなされあるいはこれを前提とした捜査がなされていたなら、その後の10年に近い排出とこれにともなう水銀汚染が防げていたであろうことを考えると、時機を失した検察権の発動が惜しまれるのである。」

以上のとおり、本判決は、水俣病の原因物質の排出源であるチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設に対する規制を怠った行政の責任にも触れ、「国家もまた加害者である」と断じている。その後、実際に、熊本水俣病第三次訴訟(1980年5月21日提訴)を皮切りに、規制権限の不行使に対する国および熊本県の責任を問う国家賠償請求訴訟が各地の裁判所に次々

と提起され⁶²⁾、原告が 2000 人を超える大規模訴訟に発展した。だが、審理が長期化したうえに国・県の責任をめぐって裁判所（第一審）の判断が割れた⁶³⁾ため、事態は混迷を深める。結局、政府が収拾（いわゆる政治解決）に乗り出さざるをえなくなり、1995（平成 7）年 12 月 15 日、未認定患者の救済を目的とする「最終解決策」⁶⁴⁾が示される。これを受けて、1996（平成 8）年 5 月 19 日、関西訴訟を除く各訴訟の原告団からなる水俣病被害者・弁護士全国連絡会議は、チッソと和解協定を締結した。これに基づき、同月 22、23 の両日、各地の地裁・高裁で和解が成立し、国・県に対する訴訟も取り下げられた⁶⁵⁾。

国の責任には触れていない政府の解決策について、川本は、「政治、行政にほんろうされ続けた揚げ句、責任論も病像論もちゃらんぽらん」と酷評するとともに、「潜在患者はまだまだ多い。被害の全ぼうを明らかにしたかった」と無念さをにじませた⁶⁶⁾。

唯一残された関西訴訟は最高裁まで争われ、2004（平成 16）年 10 月 15 日、上告審判決⁶⁷⁾が下される。最高裁第二小法廷（北川弘治裁判長）は、

62) 熊本水俣病第三次訴訟第二陣（1981 年 7 月 30 日提訴）、水俣病関西訴訟（1982 年 10 月 28 日提訴）、水俣病東京訴訟（1984 年 5 月 2 日提訴）、水俣病京都訴訟（1985 年 11 月 28 日提訴）、水俣病福岡訴訟（1988 年 2 月 19 日提訴）など。一連の訴訟の経過については、水俣病被害者・弁護士全国連絡会議編『水俣病裁判——人間の尊厳をかけて』（かもがわ出版、1997 年）205 頁以下を参照。なお、川本も寺尾判決に触発されて国家賠償訴訟の提起を検討したことがあったが、実現には至らなかった（川本輝夫「国の水俣病責任を何としても果たさせる！」前掲書〔注 6〕192 頁以下）。

63) 熊本地裁昭和 62 年 3 月 30 日判決（判例時報 1235 号 3 頁）、熊本地裁平成 5 年 3 月 25 日判決（判例時報 1455 号 3 頁、判例タイムズ 817 号 79 頁）、京都地裁平成 5 年 11 月 26 日判決（判例時報 1476 号 3 頁、判例タイムズ 838 号 101 頁）は、国・県の責任を肯定したのに対し、東京地裁平成 4 年 2 月 7 日判決（判例時報臨時増刊平成 4 年 4 月 25 日号 3 頁、判例タイムズ 782 号 65 頁）、大阪地裁平成 6 年 7 月 11 日判決（判例時報 1506 号 5 頁、判例タイムズ 856 号 81 頁）は、これを否定した。

64) 「水俣病対策について」（1995 年 12 月 15 日閣議了解）。訴訟、自主交渉、認定申請等の取り下げを条件に、原因企業のチッソが救済対象者に一時金（1 人あたり 260 万円）を支払うものとされた。

65) 「水俣病訴訟が和解 あす 16 年ぶり終結」朝日新聞 1996 年 5 月 22 日付夕刊。

66) 「[水俣病の問い] 公式発見から 40 年 / 7 なぜ終わらないのか / 上」毎日新聞 1996 年 5 月 5 日付朝刊（西部本社版）。

国および熊本県が水俣病の被害拡大を防止するために規制権限を行使しなかったことについて、国家賠償法1条1項による損害賠償責任を肯定した⁶⁷⁾。原因物質の排出源を高度の蓋然性をもって認識しえた1959(昭和34)年12月の時点で規制権限が行使されていれば、それ以降の水俣病の被害拡大を防ぐことができたにもかかわらず、実際にはそれが行使されなかったために被害が拡大する結果となった、と判示している。それは、傍論ながら、寺尾判決がつとに指摘していたことにほかならない。

これにより、水俣病の被害拡大に対する責任を行政も免れないことを——すなわち、「国家もまた加害者である」ことを——遅ればせながら最高裁が認めたことになる。寺尾判決からおよそ30年、水俣病の公式確認から数えるとすでに半世紀近くの歳月が流れていた。

(3) 裁判を通じた公害法原理の生成

川本裁判の第一審の公判開始に先立って、1973(昭和48)年3月20日、熊本水俣病第一次訴訟の判決⁶⁹⁾が下される。熊本地裁(齋藤次郎裁判長)は、被告・チッソの過失を認め、死者1人あたり1800万円、生存者1人あたり1600万円~1800万円、総額9億3730万円余の損害賠償を原告の患者らに支払うことを命じた⁷⁰⁾。化学工場は地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を有する⁷¹⁾にもかかわらず、チッソ

67) 最高裁第二小法廷平成16年10月15日判決(最高裁判所民事判例集58巻7号1802頁、判例時報1876号3頁、判例タイムズ1167号89頁)。

68) 国は水質二法(公共用水域の水質の保全に関する法律および工場排水等の規制に関する法律)に基づく規制権限を行使しなかったことが、また、熊本県は同県の漁業調整規則に基づく規制権限を行使しなかったことが、それぞれ国家賠償法1条1項の適用上違法となるとされた。

69) 熊本地裁昭和48年3月20日判決(判例時報696号15頁、判例タイムズ294号108頁)。第一次訴訟の経過については、千場茂勝「沈黙の海——水俣病弁護団長のたたかい」(中央公論新社、2003年)63頁以下を参照。

70) 「乙[引用者注:患者ら]は将来水俣病が甲[引用者注:チッソ]の工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わない」と定めた、いわゆる見舞金契約(1959年12月30日締結)の請求権放棄条項は、公序良俗(民法90条)に反し無効と判断した。

は、多量のアセトアルデヒド廃水を工場外に放流する際に要請される注意義務を何ら果たすことなく、ただ漫然とこれを放流してきたものと認めざるをえないから、過失の責任を免れない、と判示している。チッソが控訴を断念したため、患者らの勝訴が確定した。

この判決を受けて、川本ら自主交渉派の患者は、第一次訴訟の原告ら（いわゆる訴訟派）とともに「水俣病患者東京本社交渉団」（田上義春団長）を結成する。そして、判決で認められた過去の被害に対する賠償にとどまらず、将来にわたる全面的な償いを求めて、島田賢一社長をはじめチッソの経営陣との補償交渉に臨んだ。その結果、両者は、1973（昭和 48）年 7 月 9 日、三木武夫環境庁長官の立ち合いの下、補償協定書に調印する⁷²⁾（第二次訴訟の原告らを除く患者各派もこれに倣った）。協定書には、チッソが、「全患者の過去、現在及び将来にわたる被害を償い続け、将来の健康と生活を保障することにつき最善の努力を払う」ことが明記され、そのためにチッソは、患者 1 人あたり 1600 万円～1800 万円の慰謝料（一時金）を支払うほか、治療費、介護費、終身特別調整手当（年金）、葬祭料などを負担するものとされた⁷³⁾。

川本自身が、「私たちが主張してきた自主交渉要求は、協定書によって実現された。〔中略〕私たち全患者は同じ苦しみに喘ぎ、同じく差別、偏見、

71) 「化学工場が廃水を工場外に放流するにあたっては、常に最高の知識と技術を用いて廃水中に危険物質混入の有無および動植物や人体に対する影響の如何につき調査研究を尽してその安全を確認するとともに、万一有害であることが判明し、あるいは又その安全性に疑念を生じた場合には、直ちに操業を中止するなどして必要最大限の防止措置を講じ、とくに地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務を有する」として、調査・分析（予見義務）と危険防止（結果回避義務）を内容とする高度の注意義務を化学工場に課している。

72) 「水俣補償で協定書」朝日新聞 1973 年 7 月 9 日付朝刊。「水俣病 補償協定に調印」朝日新聞同日付夕刊。

73) さらに、「本協定内容は、協定締結以降認定された患者についても希望する者には適用する」とされた。なお、交渉団とチッソとの間で交わされた協定書にのみ 8 項目からなる前文が付され、「貧窮にあえぐ患者及びその家族の水俣病に罹患したこと自体による苦しみ、チッソ株式会社の態度による苦痛、加えて種々の屈辱、地域社会からの差別等により受けた苦しみに対して、チッソ株式会社は心から陳謝する」ことなどが明記された。

中傷、誹謗にさらされて生きる者として、共通の要求をもって、チッソに対して坐り込みを続けてきた。私たちの自主交渉の要求なくして、7月9日の協定書の調印は有り得なかった⁷⁴⁾と語っているとおり、本協定書は、水俣病被害者たちの苦難に満ちた闘い——川本の起訴もその過程で起きた出来事である——の成果として勝ち取られたものにほかならない。

第一次訴訟から始まり、前出の刑事事件、第三次訴訟、関西訴訟等々を経て、近年のノーモア・ミナマタ訴訟⁷⁵⁾、水俣病認定訴訟⁷⁶⁾、第二世代訴訟等に至るまで、水俣病をめぐる数多くの裁判が闘われ、しばしば画期的な司法判断を引き出した。川本裁判もその一つに数えられることはいうまでもない。これら水俣病の裁判史を通じて公害事件の判例法理が形成・確立されてきた、といっても決して過言ではない⁷⁷⁾。

弁護士の後藤孝典は、「公害法の原理は、公害被害の広範性が国民の人身と生活に甚大な危機をもたらすものであることを認識し、被害者の権利の

74) 前掲供述書(注11)77頁。

75) 関西訴訟の上告審判決を受けて、「水俣病不知火患者会」(大石利生会長)の未認定患者50名が、2005(平成17)年10月3日、チッソ、国、熊本県を相手取り、損害賠償請求訴訟を熊本地裁に起こした。その後、同様の訴訟が熊本のほか東京・大阪の両地裁にも提起され、原告数は約3000人に及んだ。水俣病被害者救済特別措置法の成立(2009年7月8日、同月15日施行)と同法に基づく救済措置方針の閣議決定(2010年4月16日)を踏まえ、2011(平成23)年3月28日までに各地の地裁において和解が成立した。訴訟の経過については、ノーモア・ミナマタ訴訟記録集編集委員会編『ノーモア・ミナマタ訴訟たまたかの軌跡——すべての水俣病被害者の救済を求めて』(日本評論社、2012年)23頁以下を参照。なお、2013(平成25)年6月以降、第二次訴訟が熊本地裁等に提起されている(2020年12月現在、係争中)。

76) 最高裁判所第三小法廷平成25年4月16日判決(最高裁判所民事判例集67巻4号1115頁、判例時報2188号35頁、判例タイムズ1390号122頁)、同(判例時報2188号42頁、判例タイムズ1390号130頁)。最高裁は、水俣病の認定基準について、「昭和52年判断条件に定める症候の組合せが認められない四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」としたうえで、「上記症候の組合せが認められない場合についても、経験則に照らして諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無等に係る個別具体的な判断により水俣病と認定する余地を排除するものとはいえない」と判示し、厳格に過ぎる現行の認定基準の運用を暗に批判した。

77) 川本裁判と熊本水俣病刑事事件を素材に、判例による法形成のあり方に検討を加えるものとして、伊藤司「判例による法形成——『水俣病事件』の場合」『法政研究』58巻2号(1992年)39頁以下。

ための闘争を人民普遍の正義と認めてこれを助長し、かつ加害企業の生産活動を抑制せんとするとともに、経済的国家構造上加害行為を黙認或いは助長加担し被害民を抑圧しようとする行政権力に対し、人民普遍の生存維持のため、これを抑制禁止せんとすることを指導理念とするものでなければならぬ」と説く。そして、かかる原理は、「単に対立する個人間の紛争を前提とする伝統的民法・刑法などの市民法原理」に取って代わる、「弱者保護・強者抑制の法的論理」ないしは「被害者救済・加害者制裁の論理」の導入を帰結する、と述べている⁷⁸⁾。そのような意味で、川本裁判において後藤らが公訴棄却判決を導き出したことは、刑事法および刑事裁判の領域における公害法原理の確立に向けて大いなる一歩を刻んだものということが出来る。

むすび

川本が逆転採決を勝ち取って水俣病と認められた当時（1971 [昭和 46] 年度末）、認定患者は 200 人に満たなかった。ところが、1973（昭和 48）年、上述のとおり患者団体とチッソとの間で補償協定が締結されると、認定申請者がにわかにはじめ、1976（昭和 51）年度には認定患者が 1000 人を突破した。そのため補償金の支払いがかさみチッソの経営を圧迫したことから、1977（昭和 52）年、環境庁は水俣病の認定基準を厳格化し⁷⁹⁾、認定患者の抑制を図る。これにより申請を棄却される者が増加し、1978（昭和 53）年度には棄却者数が認定者数を上回るようになった。また、申請者の増大に認定業務が追いつかず、大量の未処分者（処分保留および未審査）が生じ、多い時で 6000 人を超えるに至った⁸⁰⁾。

78) 後藤、前掲論文（注 42）53 頁以下。「控訴審最終弁論要旨」『川本裁判資料集』601 頁以下にも同趣旨の記述が見出される。「公害法の法原理によって保護されなければならないのは、まさに川本であり、公害法の法原理によって断罪されなければならないのは、まさに行政権力であり、本件公訴を提起した検察官自身である」と訴え、公訴棄却の判決を求めている。

チッソによる補償の対象になるのは、公害健康被害補償法に基づき、熊本県（または鹿児島県）の公害健康被害認定審査会による医学的審査を経て、知事が水俣病と認定した者、すなわち「認定患者」に限られる。認定基準とその運用が厳しくなった結果、手足の感覚障害などの水俣病の症状に苦しみながら、認定申請が遅れたばかりに救済を受けられず放置される被害者が続出することとなった⁸¹⁾。これがいわゆる未認定患者問題であり、水俣病が今日なお解決をみていない最大の原因にほかならない。

これに対し川本は、自身は認定患者であるにもかかわらず、また刑事被告人の身でありながら、未認定患者らの闘いを主導し、環境庁や熊本県と渡り合った⁸²⁾。

まず、1974（昭和49）年3月13日、川本の発案で、生活に困窮している認定申請者6名が、チッソに対し医療費、生活費の一部仮払いを求める仮処分を熊本地裁に申請する。同地裁は、6月27日、うち2名について請求を認め、医療費と月額2万円の生活費の支払いをチッソに命じる決定を下

79) 環境庁企画調整局環境保健部長通知「後天性水俣病の判断条件について」（1977年7月1日）は、四肢末端の感覚障害と、運動失調、平衡機能障害、両側性の求心性視野狭窄など、複数の症候の組み合わせを後天性水俣病の判断条件とした（いわゆる昭和52年判断条件）。さらに、環境庁事務次官通知「水俣病の認定に係る業務の促進について」（1978年7月3日）は、水俣病の範囲を、申請者の全症候について「医学的にみて水俣病である蓋然性が高いと判断される場合」に限定した。これに対し、従前の基準（環境庁事務次官通知「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」〔1971年8月7日〕）は、複数の症候の組み合わせは要件とせず、「魚介類に蓄積された有機水銀の経口摂取の影響が認められる場合には、他の原因がある場合であっても、これを水俣病の範囲に含む」としていた。前出の水俣病認定訴訟では、昭和52年判断条件とその運用の適法性が争点となった（注76を参照）。

80) 1977（昭和52）年度の水俣病認定申請処理状況（熊本・鹿児島両県）は、認定者数240人に対し、棄却者数184人、未処分者数5368人。認定基準改定後の1978（昭和53）年度は、認定者数175人に対し、棄却者数487人、未処分者数5981人。1979（昭和54）年度は、認定者数143人に対し、棄却者数805人、未処分者数は6006人になった。

81) この間の水俣病の認定制度をめぐる動きについては、川名英之『ドキュメント 日本の公害 第4巻 足尾・水俣・ビキニ』（緑風出版、1989年）181頁以下を参照。

82) 川本の未認定患者問題への取り組みについては、前掲書（注6）139頁以下を参照。

した⁸³⁾。

続いて川本は、熊本・鹿児島両県の水俣病認定業務の遅れは行政の怠慢であるとして、不作為の行政不服審査請求を仕掛ける。同年7月～9月、三次にわたり未処分の認定申請者計650名が環境庁に対し不服申立てを行った。同庁は、9月～10月、うち27人についてのみ不作為を認める裁決を下す。この間、8月1日には、川本の呼びかけで、不服を申し立てた未認定患者らが「水俣病認定申請患者協議会」（岩本広喜会長、川本輝夫相談役）を結成している。環境庁の採決に抗議して、12月15日、同協議会の会員ら410名は、熊本県を相手取って熊本地裁に不作為違法確認訴訟を提起する。1976（昭和51）年12月15日、同地裁（松田富士也裁判長）は、水俣病認定申請についての知事の不作為が違法である——処分をなすべき相当の期間を経過している——ことを認める判決⁸⁴⁾を下した。熊本県が控訴を断念したため、原告らの勝訴が確定した。

ところが、患者認定の遅れはいっこうに改善されず、上述のとおり、1977（昭和52）年度以降も未処分者数が増え続けた。そこで川本は、「行政の不作為の違法には、具体的に損害賠償の責めを負わせるしか方策はない」と考え⁸⁵⁾、「待たせ賃訴訟」という奇手を繰り出す。1978（昭和53）年12月15日、未処分の認定申請者22名（のち2名が加わる）が、水俣病認定業務に関する知事の不作為違法——認定申請に対して、相当の期間を経過したのに知事が何らの処分もしなかったこと——により精神的苦痛を被

83) これがきっかけとなり、1979（昭和54）年度、認定申請から1年以上経過した人に対して熊本県（または鹿児島県）が「研究治療費」の名目で医療費の自己負担分等を助成する制度が設けられた。

84) 熊本地裁昭和51年12月15日判決（判例時報835号3頁、判例タイムズ344号144頁）。相当期間を特定できないとする熊本県側の主張については、「認定に要する通常の期限を特定しがたいものないしは期間の制限のないものとするときは、申請者が長期間にわたって何らの処分を受けえない場合にも、行政庁に対する不服の道を閉ざされ、いわば泣き寝入りするほかないということになる。特に本件申請の如く水俣病の有無という人の生命身体にかかる重大かつ深刻な問題について、申請者らの不安定な状態を永続させ、さらに不服の道を閉ざすことは人道上からも条理上からも到底容認することはできない」とした。

85) 川本、前掲書（注6）178頁。

ったとして、熊本県およびこれを監督する立場にある国を相手取り、熊本地裁に損害賠償請求訴訟を提起した⁸⁶⁾。1983（昭和58）年7月20日、同地裁（柴田和夫裁判長）は、原告らの申請から遅くともほぼ2年を経過した時点において知事の不作为の違法状態が生じたとして、国家賠償法1条1項による損害賠償責任を認める判決⁸⁷⁾を下した。

この間、川本は、1976（昭和51）年10月、1978（昭和53）年3月、1980（昭和55）年4月の3回にわたり、環境庁職員に対する公務執行妨害罪等で逮捕される。だが、いずれも起訴は見送られた。また、先に述べたとおり、1980（昭和55）年12月には公訴棄却判決が確定している。

その後も川本は、一人でも多くの水俣病被害者の救済を実現するために不屈の姿勢で闘い続ける⁸⁸⁾が、志半ばで病に倒れ、1999（平成11）年2月18日、不帰の客となる（享年67）。盟友を喪った作家の石牟礼道子は、「川本輝夫さんは戦死した」と嘆き、故人を悼んだ⁸⁹⁾。

チツソのみならず国家権力をも相手に多彩な戦術を駆使して奮闘した川本は、「武器」となりうる法律を探し求めて六法全書を読み込んでいたという。とくに日本国憲法はよく研究していたらしく、年号が平成に改まって間もない頃、請願権を定める憲法16条に着目して皇族の水俣訪問を請願することを思い立ち⁹⁰⁾、請願書をしたためたことがある（周囲の反対で提

86) これに先立って、1978（昭和53）年11月8日、川本の提唱により、認定申請を棄却された御手洗鯛右ら4名が処分の取消しを求める行政訴訟を熊本地裁に提起している（水俣病棄却取消訴訟）。

87) 熊本地裁昭和58年7月20日判決（判例時報1086号33頁、判例タイムズ501号89頁）。控訴審（福岡高裁昭和60年11月29日判決、判例時報1174号21頁、判例タイムズ574号27頁）もこれを支持するが、上告審（最高裁第二小法廷平成3年4月26日判決、最高裁判所民事判例集45巻4号653頁、判例時報1385号3頁、判例タイムズ757号84頁）は、審理が不十分であるとして破棄差戻しを命じた。差戻控訴審（福岡高裁平成8年9月27日判決、判例時報1586号32頁、判例タイムズ925号107頁）を経て、差戻後上告審（最高裁第三小法廷平成13年2月13日判決、判例集未登載）で原告側敗訴が確定した。

88) 1983（昭和58）年4月24日、水俣市議会議員に初当選し、以降、通算3期（1983～91年、1995～99年）務める。晩年、市議会で水俣湾の世界遺産への登録を提案した（川本輝夫「水俣湾を世界遺産に——1998年11月30日 水俣市議会」前掲書〔注6〕576頁以下）。

89) 石牟礼道子「川本輝夫さんを悼む」朝日新聞1999年2月23日付夕刊。

出には至らなかった)⁹¹⁾。また、晩年、市民向けの講演で自らの闘いを振り返って、「いろいろな裁判を提訴したり直接交渉で闘ってきましたが、その基本は、単純な発想、憲法上の『生存権』ということです」と語り、その原点に生存権（憲法 25 条）を据えている⁹²⁾。

いまひとつ、遺品の小六法の中に、赤鉛筆で傍線が引かれた条文が見出される⁹³⁾。それは、幸福追求権を定める憲法 13 条である。憲法上は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利は国政の上で最大の尊重を必要とすべきなのに、現実はそのようになっていない——そのことに川本は強い疑問と憤りを覚えたに違いない⁹⁴⁾。

水俣病を生み出したこの国で、はたして、すべての国民が個人として尊重されているといえるか——国民一人ひとりの幸福追求権が「法における正義」として最大限の尊重を払われているといえるのか——、水俣病被害者の権利のための闘いを通して、川本輝夫は問い続けた。その死から 20 年が過ぎてもなお水俣病を終わらせることができないこの国では、その問いは、より一層重く受け止められなければならない。

90) 日本国憲法 16 条は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有」すると定める。また、請願法 3 条 1 項は、「天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない」と規定する。

91) 「皇族水俣訪問願ひ 運動家の『請願書』 23 年前故川本氏が作成……提出されず」朝日新聞 2013 年 10 月 26 日付朝刊（熊本全県）。

92) 川本輝夫「運動の 30 年をふり返る」前掲書（注 6）240 頁。

93) 2017（平成 29）年 7 月 3 日、筆者が担当する授業にご子息の川本愛一郎氏（水俣市立水俣病資料館語り部）をゲストスピーカーとしてお招きし、「水俣病事件——人間の尊厳を取り戻す闘い ～父川本輝夫と家族の物語～」という演題でお話いただいた。遺品の小六法は、その際にお持ちいただいたものである。

94) 川本は、チッソ東京本社での補償交渉の際、島田社長に対し次のように問いかけている。「子どもさんも 3 人か 4 人おられると言われた、なあ。小崎さん [引用者注：水俣病で亡くなった小崎弥三] とこもおられる、松本さん [引用者注：水俣病で亡くなった松本ムネ] とこもおられる、子どもさんも……。あんたと同じように父じゃった……。そんなに違ってよかもんじゃろうか、日本全国と同じ父と母が……。ねえ社長、そんなに違いがあつてよかですか。同じ幸せであるべき父と母が、そんなに違っていいですか？」（前掲書 [注 6] 13 頁以下）。

※本稿は、認定NPO法人水俣フォーラム（実川悠太理事長）が開講した「水俣病大学 第3期」において、「川本裁判の展開と影響——刑事司法における正義とは何か」と題して行った講義（2019年6月4日、明治大学駿河台キャンパス）に基づく。